

松戸市病院事業制限付き一般競争入札(事後審査型)の実施について

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

次のとおり制限付き一般競争入札(事後審査型)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び松戸市病院事業会計規程(昭和43年松戸市病院事業規程第5号)第93条の規定により公告する。

記

- 1 工事名称 松戸市立総合医療センター看護師寮高圧受変電設備改修工事
- 2 工事場所 松戸市上本郷二丁目3891番地
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年2月12日まで
- 4 工事概要 松戸市立総合医療センター看護師寮の高圧受変電設備改修工事
(1)受変電設備
- 5 予定価格 金 5,020,000円(税抜き)
- 6 最低制限価格 事後公表
※算定方法「21 最低制限価格の算定方法」参照のこと
- 7 工事担当部課 街づくり部 建築保全課 担当課長名 池田 正
連絡先 047-366-7367
- 8 入札参加資格要件
 - (1) 令和2・3年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (2) 令和2・3年度電気工事の格付けがAランクであること。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
 - (4) 松戸市内に本店を有すること。
 - (5) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。
 - ア 他の工事で専任の技術者(主任技術者又は監理技術者)になっていないこと。
 - イ 申込時点で松戸市に技術者登録をしていること。
 - ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)である者
 - (6) 現場代理人の兼任を認める工事について
本工事は、「松戸市建設工事の現場代理人及び主任(監理)技術者の配置に関する事務取扱要領」(平成31年4月1日制定)に基づき、本市発注工事で現場代理人1人につき2件までの兼任対象工事とする。
 - (7) 過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ公共工事で電気工事を元請けとして施工した実績を有すること。

- (8) 本工事の公告日から開札日までの間、本工事場所の近接地域(最近部がおおむね100m以内)で本市発注の本工事と同種の工事を請け負っていないこと。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込みをすることはできない。
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (10) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27号の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

9 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和2年 9月23日から

令和2年10月 6日まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日等の休日を除く。)

(2) 申請時間

午前9時から午後5時まで(最終日は午前11時まで)

(3) 申請方法

所定の申請用紙に工事名称等を記入し、提出書類を管財課へ持参により申請すること。

(4) 提出書類

ア 松戸市病院事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(指定用紙)

イ 連合等不正行為に伴う誓約書(指定用紙)

ウ 特定関係調書(指定用紙)

※ 指定用紙は、松戸市病院事業ホームページ

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/index.html>)からダウンロードすること。

エ 配置予定技術者の資格証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を示す書類(原則として健康保険被保険者証)の写し

オ 施工実績を証する書類の写し(契約書の該当部分、工事内容の記載部分)

カ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内の法人市民税又は市・県民税、固定資産税の納税証明書の写しを提出すること。

※ 松戸市税を完納していない場合、入札参加の申請はできない。

ク 入札保証金を免除する書類の写し(契約書の該当部分)2件

ケ その他入札参加資格要件で必要と認める書類

(5) 提出部数 1部

10 競争参加資格確認通知

令和2年9月23日に通知する。ただし、当該競争参加資格確認通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

11 契約条項等を示す場所

(1) 契約書案を示す場所

松戸市病院事業ホームページ

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/index.html>)

(2) 設計図書等を示す期間

期間 令和2年 9月23日から

令和2年10月 6日まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日等の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
(最終日は午前11時まで)

場所 松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター4階 事務局 管財課

(3) 設計図書等の入手方法

期間 令和2年 9月23日から

令和2年10月 6日まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日等の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
(最終日は午前11時まで)

場所 松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター4階 事務局 管財課にて配布する。

※CD-RWを持参してください。

(4) 設計図書等に関する質疑方法

設計図書等に関する質疑は、質問の有無に関わらず、管財課まで電子メールにて送信すること。

ア 質疑提出期間

令和2年 9月23日から 午前9時から

令和2年10月 6日まで 午前11時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和2年10月16日までに回答する。

(質疑がない場合は回答しない。)

12 入札・開札日時場所

(1) 日時 令和2年10月28日 午前10時

(2) 場所 松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター3階 入札室

(郵便及び電報による入札は認めないので、指定する場所及び日時に来場すること。)

13 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 工事費内訳書の提出

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再度入札を行う場合も、再度入札の金額に応じた工事費内訳書を添付すること。

(2) 工事費内訳書は、「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」(平成31年4月1日改正)(以下、「取扱要領」という。)によるものとする。

(3) 取扱要領第5条の規定により入札が無効となる場合があるので留意すること。

※ 工事費内訳書の提出について不明な点がある場合は、質疑提出期間内に松戸市立総合医療センター事務局管財課まで問い合わせること。

15 入札保証金について

入札に参加する者の入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去10年以内において本事業と同種の公共事業を2件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

16 契約保証金について

契約を締結するときは、契約金額(税込み)の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市病院事業会計規程第110条第3項の規定に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

17 入札の中止

(1) 入札参加資格者が1人である場合においては、原則として入札を中止とする。

- (2) 入札の執行は、松戸市病院事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。

18 入札の無効

松戸市病院事業会計規程第99条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人又は復代理人のした入札
- (2) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人若しくは復代理人を兼ね、又は2人以上の代理人若しくは復代理人となった者のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (4) 指定した入札書以外の入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない等「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」別表に該当する入札
- (7) 入札書と内訳書との記載金額に差異のある入札
- (8) 内訳書を誤記入した入札
- (9) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札
- (10) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (11) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (12) 明らかに連合であると認められる入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

19 落札者の決定

- (1) 本工事の入札は事後審査型であり、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。また、最低制限価格を下回った入札をした者は失格とする。
- (2) 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札候補者に関する通知は、「保留通知書」を送付して行う。
- (4) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は開札日の翌日(休祝日を除く。)の午後5時までに当該書類を管財課まで再提出することができる。

20 入札参加資格がない場合について

- (1) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、当該契約の事業を担当する課へその詳細な理由を求めることができる。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。
- (2) 再苦情の申し立てをする場合においては、「松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領」により苦情を申し立てすることができる。

21 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の90を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の70を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

22 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)をもって落札金額とします。

23 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

24 建設業者の社会保険等未加入対策について

落札者は、本工事の施工において、社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則認めないものとする。

詳細については下記を参照すること。

(http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu_keiyaku/index.html)

25 その他

- (1) 請負代金の支払いは、工事目的物の引渡し後、支払うものとする。
- (2) 前払金は、申し出により契約金額の10分の4以内で支払う。ただし、請負金額が500万円以上の場合に限る。
- (3) 前払金を受け、下記要件を満たす場合は中間前払金を請求することが出来る。中間前払金の金額は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲とし、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。
 - ア 工期が2分の1を経過していること。
 - イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - エ 部分払により経費の支払いを受けていないこと。

(4) 本工事は、松戸市が定める「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」、「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」等を準拠するものとする。

26 入札に係る問い合わせ先

松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター4階 事務局 管財課

電話 047-712-0756